

共通到達度確認試験(平成 26 年度試行試験)

憲 法

平成 27 年 3 月 12 日実施

科 目	憲 法	刑 法	民 法
試験時間	13 : 00~13 : 50	14 : 30~15 : 20	16 : 00~17 : 15

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき 1 つのみマークしてください（2 つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけません。試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けた場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他不正行為を行った場合

問題 1～20〔配点：各 2 点〕

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選りなさい。

問題 1

私人間の関係において、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合に、私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがある。最高裁判所の判例によれば、このような場合には、憲法の基本権保障規定の適用が認められる。

問題 2

最高裁判所の判例によれば、公立学校の卒業式等の式典における国歌斉唱の際、当該学校長が教諭に対し職務命令として起立斉唱行為を命ずることは、起立斉唱行為が国旗・国歌に対する敬意の表明の要素を含むものといえるから、自己の歴史観・世界観から生ずる信念等に基づきそれを拒否する教諭に対しては、自己の歴史観・世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求めることになるため、その限りにおいて、その者の思想・良心の自由に対する間接的な制約となる面がある。

問題 3

最高裁判所の判例によれば、宗教法人に関する法的規制が、その信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する信教の自由の重要性を踏まえて、憲法が当該規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。

問題 4

最高裁判所の判例によれば、図書等の閲読の自由は、思想および良心の自由の不可侵を定めた憲法 19 条の規定や、表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、憲法上十分尊重に値するものといわなければならないが、これに優越する公共の利益のために必要な範囲で合理的制限を受けることがあってもやむをえない。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、職業活動の内容および態様に対する規制が、社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、職業の自由に対するよりゆるやかな制限によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する。

問題 6

最高裁判所は、ため池の堤とうでの耕作などを禁止する奈良県ため池条例が憲法 29 条に違反しないとしたが、そこでは、条例で財産権の内容を定めることはできないが、財産権の行使を制限することはできるとの立場がとられている。

問題 7

憲法 31 条の保障内容について、手続の法定および適正を定めたものであって、実体の法定および適正については対象外であるという見解をとっても、罪刑法定主義は憲法上の要請であるといえる。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条 1 項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は、きわめて抽象的・相対的な概念であるから、裁判所は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件のみならず、国の財政事情までも考慮して、この概念の意味を積極的に解釈し、同規定の具体化に努めなければならない。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じてその個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、普通教育における教師にも教育内容についてある程度自由な裁量が認められるが、その自由の濫用に対する教師間における討議や親を含む第三者からの批判といった社会的自律作用による抑制を考慮に入れても、普通教育における教師に大学教員と同様の完全な教授の自由を認めることはできない。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、争議行為に対する刑事制裁は必要最小限度に限られねばならず、公務員による正当な争議行為に対しては刑罰を科することができないと解する限りにおいて、現行法による公務員の争議行為の制約は憲法に反しない。

問題 11

衆議院議員選挙において、各都道府県の区域内の選挙区の数、すなわち議員の定数は、まず各都道府県にあらかじめ 1 を配当し（「1 人別枠方式」という）、次いで人口比例によって配分するという方法がとられていたところ、最高裁判所の判例によれば、1 人別枠方式は、選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因になっているにもかかわらず、選挙制度改革にともない、人口の少ない地方における定数の急激な減少に配慮して設けられたにすぎないのだから、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階で、その合理性は失われたというべきで、憲法上要求される合理的期間内に 1 人別枠方式を含む選挙区割りの是正がなされなければ、当該選挙区割り規定は憲法に反する。

問題 12

憲法制定権力と憲法改正権が質的に異なると考えるならば、憲法改正のための国民投票によっても、国民主権原理を変更することはできない、と解される。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、憲法 9 条が保持を禁止する「戦力」とは、わが国がその主体となって指揮権・管理権を行使しうる戦力をいうから、駐留用地を提供されている限りで駐留米軍もまた、「戦力」たりうることになる。

問題 14

内閣は特別な必要があれば条約批准後に国会に条約の承認を求めることができるが、それに対して、国会が条約を修正して承認した場合、条約は国会が修正した内容のものとして効力を有する。

問題 15

国政調査権について、議院に付与されている権能を効果的に行使するための補助的権能であると解する立場をとると、裁判所で審理中の事件の事実について議院が調査を行うことは、それが将来の立法を目的とするものであっても、司法権の独立を侵し許されない。

問題 16

予算は、一会計年度における国の財政行為（歳入と歳出）の準則であるが、歳入に関しては見積りを示すにとどまり、予算が衆参両院において可決され予算が成立しても、国が収入を得る権限は別に法律によって認められなければならない。

問題 17

最高裁判所の判例によれば、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導助言等の指示を与える権限を有する。

問題 18

裁判を受ける権利について、日本国憲法は、「裁判所における裁判」を保障するとともに、下級裁判所については、最高裁判所と異なり、裁判官のみで構成される旨を明示した規定を置いていない。最高裁判所の判例によれば、これらのことから、憲法上、国民の司法参加がおよそ禁じられているとはいえない。

問題 19

住民訴訟は、いわゆる客観訴訟であって、当該地方公共団体の住民であれば、納税の有無にかかわらず提起できるものである。このような住民訴訟は、裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟ではなく、地方自治法によって裁判所の権限行使が認められたにすぎない訴訟類型であるから、住民訴訟において、違憲審査権の行使を認めることは、違憲である。

問題 20

最高裁判所の判例によれば、立法不作為について、国会議員は立法に関しては原則として国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないが、立法不作為が憲法違反の場合には瑕疵は重大であるから、特段の事情のない限り、国家賠償責任が生じる。

問題 21 [配点：6点]

人権の享有主体性に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、人たることにより当然享有する人権は、不法入国者といえどもこれを享有する。
2. 法人は一定の人権については享有の主体になるが、そのことは自然人と同じ程度の保障が及ぶことを直ちには意味せず、法人の人権行使が自然人の人権を不当に制限するものであってはならないことから限界があると理解されている。
3. 日本国憲法において明文で未成年者の人権を限界づけているのは、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と定める 15 条 3 項だけである。
4. 天皇および皇族が人権享有主体としての「国民」に含まれるかどうかについては争いがあり、現行公職選挙法は天皇および皇族の選挙権について規定していないが、一般に、天皇には選挙権はなく、一方、皇族には選挙権があると解されている。
5. 外国人がある人権の保障を受けるかどうかは、憲法第 3 章の規定の中に「何人も」という文言があるか否かを判断基準とする見解もあるが、外国人も憲法 22 条 2 項の国籍離脱の自由をもつという背理が生じるので、この見解は妥当ではないという批判がある。

問題 22〔配点：6点〕

最高裁判所は、憲法 13 条が「個人の私生活上の自由」を保障しているとしているが、「個人の私生活上の自由」に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するが、現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときには、裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容貌・姿態の撮影が許容される。
2. 速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容貌の写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである場合には、写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法 13 条に違反しない。
3. 指紋は、性質上万人不同性、終生不変性をもつものであって、採取された指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があるので、個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同条の趣旨に反して許されず、また、この保障はわが国に在留する外国人にも等しく及ぶ。
4. 個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有するものと解されるが、行政機関が住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法 13 条に違反しない。
5. 個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、意に反する医療行為を強制されない自由を有するので、国立大学付属病院が、輸血をともなう医療行為を拒否すると患者の明確な意思が表明されているにもかかわらず、輸血をともなう医療行為をした場合には、憲法 13 条に違反したことになる。

問題 23〔配点：6点〕

平等に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人なるがゆえに差別的取扱いを認めること自体が憲法14条1項に違反するのであるから、尊属傷害致死について処罰を加重することは、加重の程度を問うまでもなく違憲無効である。
2. 同じ被相続人の子でありながら嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のその2分の1とすることの合憲性が問われている事案においては、立法目的自体の合理性およびその手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否が検討されなければならない。
3. 国籍のような重要な法的地位について、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄をもってその取得の要件に関して区別する場合には、そのことに合理的な理由があるか否かについて慎重に検討することが必要である。
4. 憲法14条1項にいう社会的身分とは、人の生まれによって決定される社会的地位であって差別的な社会的評価を伴うものをいうと解されるから、高齢であるということは社会的身分にあたらないと解することが相当である。
5. 租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が重要なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が当該目的との関連で不合理でない限り、憲法14条1項の規定に違反しない。

問題 24〔配点：6点〕

政教分離原則に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 国およびその機関の行為が、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的および宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。
2. 憲法 20 条 1 項後段にいう「宗教団体」、89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の宗教の信仰、礼拝または普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体に限定されず、宗教と何らかのかかわり合いのある行為を行っている組織ないし団体のすべてを意味すると解すべきである。
3. 地方公共団体が、公営体育館の建築着工にあたり、土地の平安堅固、工事の無事安全を祈願する儀式として挙行した起工式であって、専門の宗教家である神職が、所定の服装で、神社神道固有の祭式に則り、一定の祭場を設け一定の祭具を使用し、神職自身が、宗教的信仰心に基づいてこれを執行したものと考えられるものは、憲法の政教分離規定に違反すると解すべきである。
4. 憲法 20 条 1 項後段、3 項、89 条の政教分離規定は、国等が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障する規定であると同時に、信教の自由そのものを直接保障する規定でもある。
5. 憲法 20 条 3 項にいう「宗教的活動」とは、およそ国およびその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すが、そのかかわり合いが相当とされる限度を超えないものについては、例外的に憲法上許容される場合がある。

問題 25〔配点：6点〕

以下の記述のうち、税関検査事件最高裁判所判決（最大判昭 59・12・12 民集 38・12・1308）に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 憲法 21 条 2 項にいう「検閲」とは、公権力が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部または一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査したうえ、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す。
2. わいせつ表現物がみだりに国外から流入することを阻止することは、公共の福祉に合致するものであるので、税関検査によるわいせつ表現物の輸入規制は、憲法 21 条 2 項にいう「検閲」には該当しない。
3. 税関検査により輸入が禁止される表現物は、一般に、国外においてすでに発表済みのものであり、また、当該表現物は輸入が禁止されるだけであるので、発表の機会が全面的に奪われてしまうというわけではない。その意味において、税関検査は、事前規制そのものということとはできない。
4. 旧関税定率法 21 条 1 項 3 号が輸入を禁止すべき物品として規定する「風俗を害すべき書籍、図画」等の規定のうち、「風俗」の語は、それがもっぱら性的風俗を意味することは文言自体から直ちに明らかであるので、同規定は何ら明確性に欠けるものではなく、憲法 21 条 1 項の規定に反しない。
5. 表現の自由を規制する法律の規定について限定解釈をすることが許されるのは、その解釈により、規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に規制しうるもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合でなければならず、また、当該規定が適用される当事者の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読みとることができるものでなければならない。

問題 26〔配点：6点〕

憲法の基本原理に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 国民主権にいう「国民」を、「国籍保持者の総体としての国民」と捉える場合には、直接民主制的制度の採用が求められることになる。
2. 法の支配は、権力を法で拘束することによって国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理であり、司法権が果たすべき役割を重視する。
3. 権力分立の現れ方は憲法によって異なるが、日本国憲法は議院内閣制を採用しているので、立法と行政の関係についていえば、大統領制よりも、権力の分離に力点を置いている。
4. 憲法前文の定める平和主義の原理は、政策プログラムとしての性格を有するにとどまり、憲法本文や法令を解釈する際の指針とはなりえない。
5. 基本的人権の根拠が個人の尊重にあると考えるならば、本来の基本的人権とよぶことができるのは自由権だけであり、社会権や参政権は含まれない。

問題 27〔配点：6点〕

憲法 51 条は「議院で行つた演説，討論又は表決」（以下，「院内での発言等」という）に対する国会議員の免責特権を定めているが，この規定に関する以下の記述のうち，誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 憲法 51 条は，国会議員は院内での発言等について「院外で責任を問はれない」としているが，ここでいう「責任」は法的責任のことであるから，政党が議院で党議決定に反する投票を行った議員を除名することは，憲法 51 条に違反しない。
2. 憲法 51 条は，国会議員は「院外で責任を問はれない」としているのであるから，各議院が所属する議員を院内での発言等を理由に懲罰の対象とすることは許される。
3. 国会議員は，議員の地位を失った後も，かつての議員としての院内での発言等について刑事責任を問われることがない。
4. 国会議員は院内での発言等によって民事責任を問われませんが，国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行つたと認めうるような特別の事情がある場合には，その発言によって名誉を傷つけられた者に対して国が損害賠償をしなければならないというのが，最高裁判所の立場である。
5. 憲法 51 条は，明文上国会議員に免責特権を認めているが，その趣旨は，地方公共団体の立法機関である地方議会の議員にも及ぶというのが，最高裁判所の立場である。

問題 28〔配点：6点〕

議院内閣制と内閣に関する以下の記述のうち，正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 議院内閣制の本質をめぐっては，伝統的に，議会と君主の間の均衡を重視する均衡本質説と，議会の国民に対する責任を重視する責任本質説が存在してきた。
2. 衆議院の解散権は憲法上内閣総理大臣に属し，総理大臣は閣議の承認を得て自由に解散権を行使できるとするのが，確立した政府解釈である。
3. 憲法は，政令で罰則を定めるには法律の委任が必要であることのみを定め，省令や規則について特に言及していないので，行政各部は，法律の委任があつても，省令や規則で罰則を設けることはできない。
4. 憲法は，閣議決定の方法について明示していないが，慣習上，閣議決定は全員一致によるものとされ，また全員一致による内閣の意思決定を支持する学説は，それが国会に対する内閣の連帯責任の原則になじむと説いてきた。
5. 憲法は，国会や裁判所の場合とは異なり，内閣のみが行政権を独占するとは規定していないので，専門性や政治的中立性が求められる行政作用を所管させるため，人事・予算について国会の統制が及ばない独立した行政機関を設置しても違憲とはいえない。

問題 29〔配点：6点〕

司法権に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 日本国憲法は、行政機関が終審として裁判を行うことができないと規定していることから、行政権の行使の違法を争う行政訴訟も最終的には司法裁判所に出訴できる途を残しておかなければならない。
2. 最高裁判所の判例によれば、具体的な法的権利義務に関する紛争であっても、法の解釈に関する抽象的な疑義論争であっても、いかなる性質のものを裁判所の判断の対象とするかは、すべて法律の定めるところによる。
3. 行政府などからの諮問に応え、厳密には法的な拘束力を有しない形で裁判所が法解釈に関する見解を示す「勧告的意見」の制度は、比較憲法的にみて、立憲民主主義国家で採用されている例はない。
4. 当事者の実体的な権利義務を確定することを目的とせず裁判所が後見的立場から合目的的な裁量を行使して審判する非訟事件は、本来的な司法権の内容ではないから、裁判所による非訟事件の裁判を行政機関の監督の下におくことは憲法に違反しない、と一般に考えられている。
5. 最高裁判所の判例によれば、憲法 81 条は、違憲立法審査権は最高裁判所特有のものであって下級裁判所は有しないとするものであるが、憲法 76 条により下級裁判所も司法権を行使することから、結局、下級裁判所も判決理由のなかで法律の規定が憲法に違反するとの判断をすることができる。

問題 30〔配点：6点〕

地方自治に関する憲法の規定に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、普通地方公共団体は、地方自治の本旨に従ってその権能を行うために財源を調達する権能が必要であるが、この権能は租税法律主義（84条）のもと、法律の個別具体的な委任によってのみ行使できる。
2. 最高裁判所の判例によれば、条例が国の法令に反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容および効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって判断すべきである。
3. 憲法 95 条は、一の地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民投票において過半数の同意を得なければ制定できないとしているので、対象地域を指定して規制を緩和する「総合特区制度」が導入された際には、住民投票が実施された。
4. 憲法 92 条の「地方自治の本旨」には、地方公共団体の運営が住民の意思に基づいて行われるという住民自治の原則が含まれるため、重要な問題に関する住民投票の制度を設けることは、憲法上の要請となる。
5. 憲法 92 条の「地方自治の本旨」には、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという団体自治の原則が含まれるため、現在存在している都道府県を法改正によって廃止することは違憲となる。